



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- \*6 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*7 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

○ 告示

- 233 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) ..... 2
- 234 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の辞退 (障害福祉課) ..... 2
- 235 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 ( " ) ..... 2
- 236 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 ( " ) ..... 3
- 237 第9次和歌山県卸売市場整備計画 (食品流通課) ..... 3
- 238 川辺町周辺土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) ..... 3
- 239 保安林予定森林 (森林整備課) ..... 3
- 240 " ( " ) ..... 4
- 241 " ( " ) ..... 4
- 242 " ( " ) ..... 5
- 243 " ( " ) ..... 5
- 244 " ( " ) ..... 6
- 245 基本測量の実施 (技術調査課) ..... 6
- 246 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 6
- 247 道路の供用開始 ( " ) ..... 7
- 248 " ( " ) ..... 7

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第6号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月16日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1警察の部本部の項中「参事官」、「科学捜査研究所長」及び「運転免許試験場長」を削る。

附 則

この規則は、平成24年3月22日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第7号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月16日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

## 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
別表第2の2警察本部の項第3号中「課長」の次に「、所長」を加え、同項第5号中「照会センター長」を「場長」に、「、警察航空隊長及び運転免許試験場長」を「及び警察航空隊長」に改める。

## 附 則

この規則は、平成24年3月22日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第233号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年4月24日まで縦覧に供する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年2月24日

## 2 名称

特定非営利活動法人かめのこ会

## 3 代表者の氏名

亀本靖枝

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山市中之島1280番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々が生き活きと誇りをもって暮らして行くためのトータルケアを目的とする。また、地域福祉に根ざした活動をもって、誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第234号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づく指定障害者支援施設の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第51条第3号の規定に基づき告示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

施設番号	施設の名称	施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	辞退年月日
3011000 118	悠久の杜	橋本市高野口町伏原1336-1	旧知的障害者入所更生施設	社会福祉法人紀之川寮	橋本市東家905	平成 24. 2. 29
3010100 547	琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	旧身体障害者入所更生施設	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	平成 24. 2. 29

## 和歌山県告示第235号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

施設番号	施設名称	施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	利用定員	主たる対象とする障害種別	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011000118	障害者支援施設悠久の杜	橋本市高野口町伏原1336-1	生活介護	50人	知的障害者	社会福祉法人紀之川寮	橋本市東家905	平成24.3.1	平成30.2.28
			施設入所支援	50人					
3010100547	琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	生活介護	54人	身体障害者	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	平成24.3.1	平成30.2.28
			自立訓練(機能訓練)	26人					
			施設入所支援	80人					

## 和歌山県告示第236号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
大堀薬局	御坊市藪156-4	医療機関名称	御坊市藪156	御坊市藪156-4	平成24.2.16

## 和歌山県告示第237号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第6条第1項の規定に基づき、第9次和歌山県卸売市場整備計画を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり公表する(「次のとおり」は、省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課及び各振興局地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県告示第238号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成24年2月15日退任)

職名 氏名 住所

理事 森口彌四郎 日高郡日高川町大字江川731番地

## 和歌山県告示第239号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により

告示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町島之瀬字数畑63の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字数畑63の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第240号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町清川字谷口3651から3653まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字谷口3651・3652（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第241号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市芳養町字栗畑3655の77（次の図に示す部分に限る。）、3655の112
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第242号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町温川字五味212（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第243号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町川合字西之詰1236（次の図に示す部分に限る。）、字仲田1251（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並

びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第244号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町石船字寺ノ口173の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第245号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（精密地形調査）
- 2 作業期間 平成24年3月14日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市、海南市、有田市、御坊市、新宮市、印南町、みなべ町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町

**和歌山県告示第246号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 あげぼの広角線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市新宮字広角2603番1地内	旧	16.50 } 28.30	22.60	

新宮市新宮字広角2603番3地先 から同市新宮字広角2604番2地 先まで	新	17.60 ) 25.20	22.60	
---	---	---------------------	-------	--

**和歌山県告示第247号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 あげぼの広角線

供用開始の区間 新宮市新宮字広角2603番3地先から同市新宮字広角2604番2地先まで

供用開始の期日 平成24年3月16日

**和歌山県告示第248号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字小引字田子谷577番地先から同町大字小引字中筋663番2地先まで

供用開始の期日 平成24年3月24日 午後12時30分